

至急

静 県 薬 第 730 号
令和 7 年 12 月 23 日

各地域薬剤師会会长様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（その 2）

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築については、令和 7 年 12 月 5 日付け静県薬発第 693 号でお知らせしたとおりですが、今般、厚生労働省より「要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとされる薬剤師の先生方へのご案内」が公表されましたので、別添のとおりお知らせいたします。

同資料内に記載のあるとおり、販売を行う薬剤師は、令和 8 年 1 月 5 日（月）までに、産婦人科医等との連携体制を構築した後、下記の厚生労働省フォーム URLから改めて、販売（オンライン診療に伴う調剤も行う場合は「調剤及び販売」）を行う旨、及び連携体制が構築された旨を含め再申告が必要です。静岡県薬剤師会の包括連携申込フォームにより連携体制に参加する場合、再申告のタイミングは薬局等が静岡県薬剤師会から名簿掲載連絡を受けた後となりますので、ご留意ください。

つきましては、貴会会員へのご周知のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

＜厚生労働省申告用ウェブサイトについて＞

緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請

QR コード



URL: https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs2-z18gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTERFCRFVKM1M4S11COEtNQ01RV0xMV1Q1QCNOPWcu

※県薬と県医師会との包括的な連携体制に参加し販売を行う場合に申請する、静岡県薬剤師会の「緊急避妊薬販売に係る包括連携フォーム」とは別の申請フォームです。

担当：静岡県薬剤師会事務局；瀬川
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp

要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとされる薬剤師の先生方へのご案内

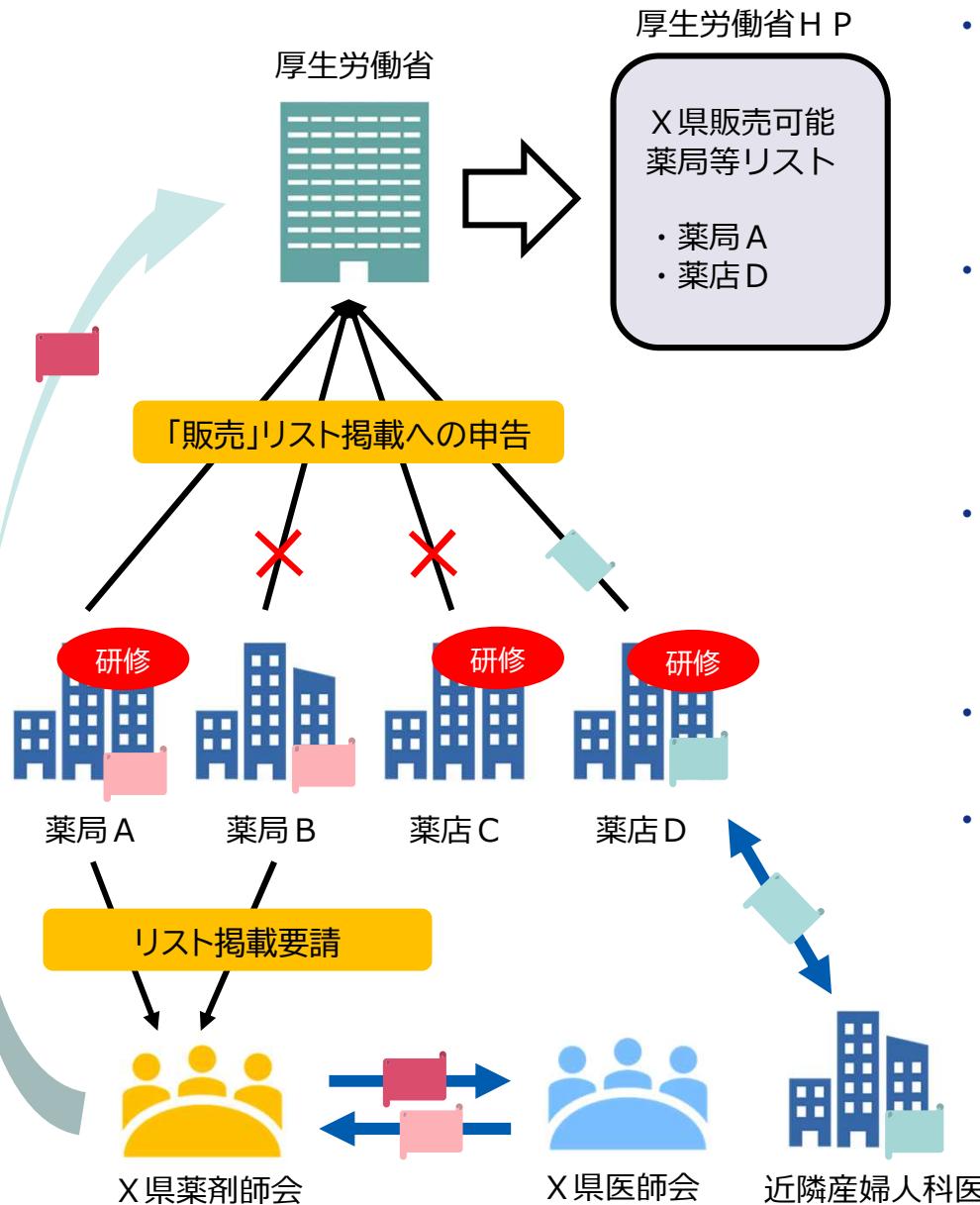
- 本スライドは、要指導医薬品たる緊急避妊薬を「販売」しようとされる薬剤師の先生方へのご案内です。
- Formsでの申告で、「調剤及び販売」又は「販売」を選択される際は、こちらの資料を必ず事前にご確認いただき、登録をお願いします。
- その他、厚生労働省HPでは、関係通知のほか、Formsでの申告等に係る留意点をFAQでも示していますので、ご不明な点がありましたら、FAQも併せてご確認をお願いします。

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuuhininnyaku.html>

要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ

(①研修修了薬剤師から厚生労働省への申告・公表)



- ・「要指導医薬品たる緊急避妊薬」を「販売」しようとされる薬局・薬店は、留意事項通知(※1)に基づき、以下3点を満たす必要があります。
 - ① 適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること
 - ② プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること
 - ③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- ・うち、①の研修とは、(公財)日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング(※2)」のことです。なお、厚生労働省へのForms申告で求められる研修修了番号の発行には修了後2週間程度要することが見込まれますので、時間的な余裕をもった受講をお願いします。
- ・③については、連携通知等(※3、4)に基づき、都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加する(リスト交換)、あるいは、個別に医療機関と文書交換、のいずれかを行う必要があります。
- ・上記、①②③を満たした上で、Forms(※5)から厚生労働省へ申告をお願いします。
- ・なお、左図中、薬局A及び薬店Dについては適切な申告ですが、薬局Bについては研修未修了のため、また、薬店Cについては連携体制未構築のため、不適切な申告です。このような申告をいただいても、「販売」リストには掲載されませんので、ご注意ください。

※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001565836.pdf>

※2 https://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/othertraining_jpec_host.html

※3 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001587267.pdf>

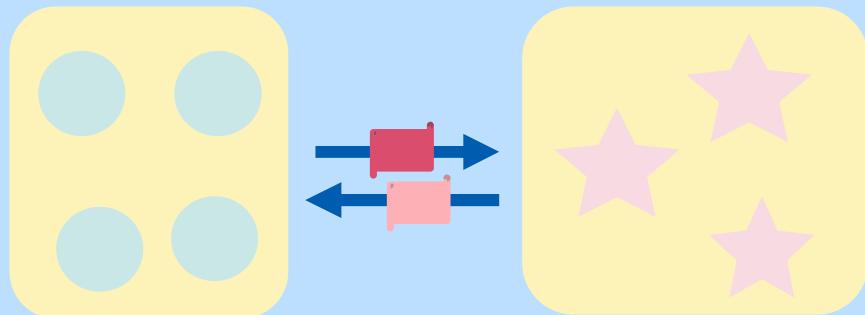
※4 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001615785.pdf>

※5 <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zC1xHlmkUmY-1dwQvXjs2-zI8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTFCRFVKM1M4S1lCOEtNQ0IRV0xMViQlQCNOPWcu>

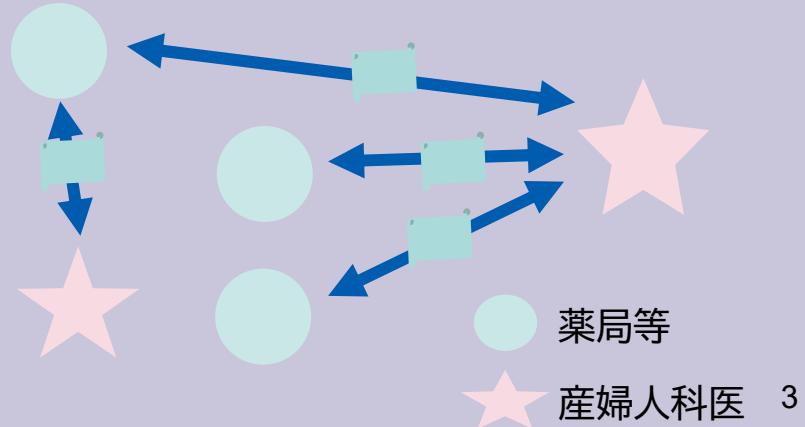
「③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること」について①

- 連携体制の構築については、通知(※3)のとおり、以下のA(リスト交換)又はB(個別文書交換)で行うことができます。(Aをご希望の薬局等は、所在の都道府県薬剤師会に御相談ください)
- いずれの構築でも構いませんが、令和7年12月18日(木)以降、Forms(※5)の問26に新たに「産婦人科医との連携方法」という項目を設けていますので、いずれの連携を構築しているか、改めて申告をお願いします(なお、問26だけではなく、改めて全項目の申告が必要です。また、薬剤師・薬局等で管理しているため、同一薬剤師が複数薬局等で販売しようとされる場合は、薬局等毎の申告をお願いします)。<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTERFVKM1M4SIIlCOEtNQ0lRV0xMViQlQCN0PWcu>
- 申告時期は以下でお願いします。なお、初回のリスト掲載のためには、令和8年1月5日(月)までの申告が必要です。
 - Aの場合:都道府県薬剤師会からのリスト掲載連絡を薬局等が受けた後
 - Bの場合:文書交換が終わった後
- なお、Bの場合は、上記のFormの問26の申告に加え、通知(※4)に従い、厚生労働省へ「連携文書」をメール送付願います。(Aの場合は、厚生労働省への「リスト」のメール送付は不要です。Formsの問26の申告のみ、お願ひします。)

A. 都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加(リスト交換)



B. 各薬局と各産婦人科医との間で個別に文書交換



「③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること」について②

- 厚生労働省は、Formsの問26の申告がある薬局等について、提出された「連携リスト」及び「連携文書」に掲載されているかを確認した上で、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」として、厚生労働省HPへ必要情報とともに公表します。
- 公表開始時期は、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売開始2～3週間前を目安に予定していますが、初回の「緊急避妊薬販売可能薬局等」に掲載される薬局等については、以下のとおりとしますので、各期限までの対応をお願いします。

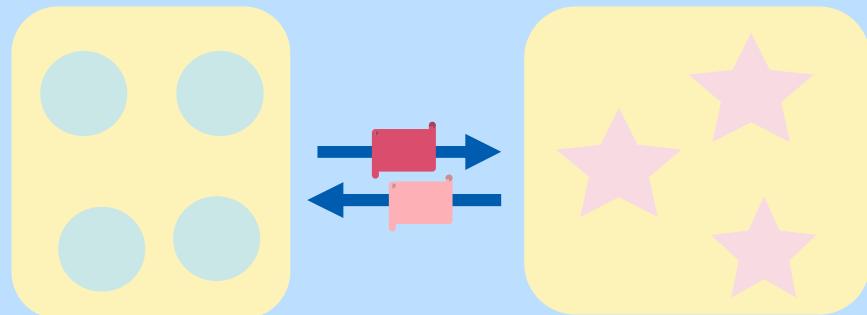
<Aの場合>

令和7年12月24日(水)までに、都道府県薬剤師会から厚生労働省へ、「連携リスト(取り交わし前)」が提出され、かつ、別途、日本薬剤師会経由でお示しする期日までに「連携リスト(取り交わし後)」が提出された薬局等

<Bの場合>

令和7年12月24日(水)までに、薬局等から厚生労働省へ、「連携文書」が提出された薬局等

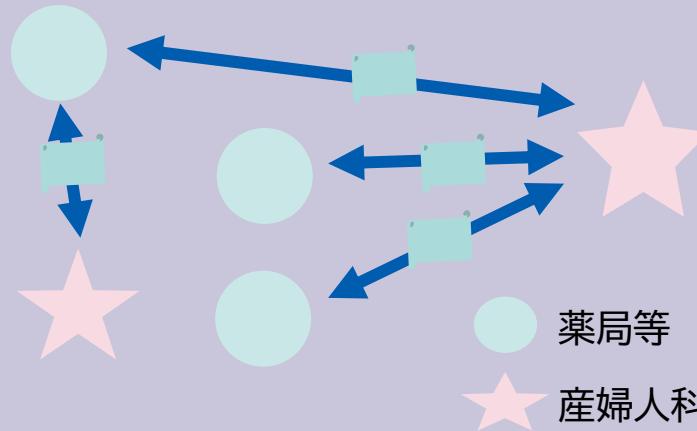
A. 都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加(リスト交換)



都道府県薬剤師会さま

都道府県医師会さま

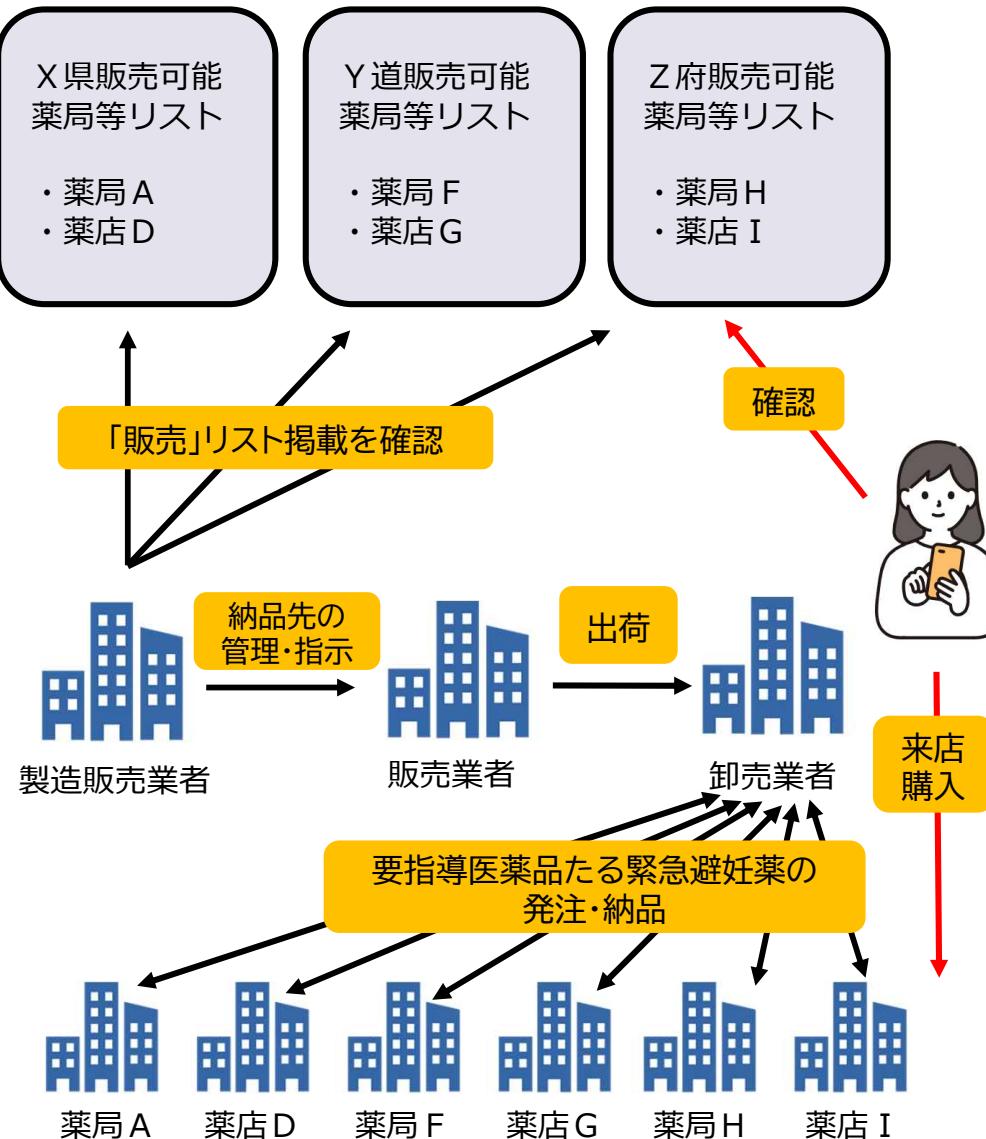
B. 各薬局と各産婦人科医との間で個別に文書交換



薬局等

産婦人科医 4

要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ (②リスト確認・納品・販売・購入)



- 製造販売業者は、薬局等から発注を受けた場合、厚生労働省から公表される「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」(※6)を確認し、要指導医薬品たる緊急避妊薬を当該リストに掲載されている薬局等へ卸します。
- 同様に、需要者の方も「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」を確認し、自身が希望する薬局等に来局・来店し、購入することになりますので、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等においては、自身のリスト記載情報について誤りが無いか確認するとともに、変更の際はFormsを通じて速やかな更新をお願いします。
- また、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等に対しては、要指導医薬品たる緊急避妊薬を適正に備蓄することを求めていきます(※1)が、特に販売開始当初やリスト掲載直後には、適正な備蓄が困難な薬局等が一部で見られる可能性があるため、販売開始当初等一定の期間においては、需要者から販売薬局等への事前の電話連絡を推奨する旨、厚生労働省より周知することをご承知置きください。

※6 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

Forms申告における留意点①

- Forms申告は何度でも可能ですが、最新の申告情報に基づき掲載手続きを行います。
- Forms申告の際は、特に以下の点にご留意下さい。不適切な記載をされている薬剤師は掲載されませんので、問26(連携体制)登録の際は、改めて全体を通して適切な登録を行うよう、十分にご留意ください。

No.	申告内容	留意点
2	管理者等の許可の有無	「得ていない」と回答されている方が散見されます。「得ていない」場合は掲載されませんので、ご注意ください。
4	研修修了薬剤師 氏名	番号で記載されている方がいますが、この場合は掲載されませんので、ご注意ください。
6	薬剤師名簿登録番号	有効ではない数字を記載されている方が散見されます。数字6桁以外の場合は掲載されませんので、ご注意ください。なお、薬剤師登録番号に「外」又は「沖」の文字を含む方はこの限りではありません。
7	日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了証 発行番号	「販売」「調剤+販売」を行う場合には、研修修了番号を入れていただが必要があります。「0」のままの方、誤った番号を登録されている方は掲載されませんので、ご注意ください。
8	薬局・店舗販売業の店舗 名称	「調剤」、「薬局」と記載する事例や数字や住所の一部が記載されている事例が散見されます。これらの方は掲載されませんので、ご注意ください。

Forms申告における留意点②

No.	申告内容	留意点
9	薬局・店舗販売業の店舗 郵便番号	桁数が不足している方、電話番号や薬局等名を記載している方が散見されます。これらの方は掲載されませんので、ご注意ください。
10等	薬局・店舗販売業の店舗 所在地(都道府県) 等	都道府県欄に電話番号や郵便番号、薬局等名など、不適切な登録が散見されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。また、「26京都府」など冒頭の都道府県番号の記載は不要です。
15	薬局・店舗販売業の店舗 ホームページアドレス	メールアドレス、電話番号、住所、郵便番号、不正な文字(Enter your answer)が記載されている事例が多く見受けられます。これらの情報が記載されている場合は、リスト掲載時に当該情報を削除いたします。なお、掲載時にリンクの有効性は確認困難ですので、検索可能なホームページアドレスであるかを確認してから入力してください。
16	開局時間	記入例を参照せずに、「曜日 + 開局時間」以外の情報が記載されている事例(時間のみの記載、閉局時間のみを記載、HP参照、○○の営業時間に準じる、年中無休等)が多く見受けられます。情報が「曜日」及び「開局時間」以外で記載されている場合は掲載されませんので、ご注意ください。なお、祝日を意味する「祝」の使用は構いません。
18	時間外の電話番号	「時間外対応の有無」を「有」とした場合に「時間外の電話番号」を記載していただいているが、「自動転送」、「同上」、「店舗URL」「住所」「管理薬剤師のみ認知」など、不適切な記載が散見されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。

Forms申告における留意点③

No.	申告内容	留意点
19	プライバシー確保策	<p>「空欄」、「なし」、「検討中」、「要相談」等、具体的な方策が示されていない事例、「ラジオを流す」等、薬学的指導から服用までの全てが考慮されていない事例、法令上適切ではない場所又は方策(オンライン)が記載された事例が確認されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。</p> <p>※法令上適切ではない場所又は方法の内訳は、改正薬機法施行後に変更されうることにご留意ください。</p>

＜法令上適切ではない場所の例＞

① 薬局開設許可又は店舗販売業許可の許可区域外

理由:プライバシー確保策をとった上でこうしたやりとりは、医薬品の販売行為として行われるものであり、薬局又は店舗販売業の許可区域内で行われる必要があるため。(特定販売による対応は不可)

根拠条文:薬機法施行規則第158条の10の2第1号「薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。)において行わせること。

② 調剤室

理由:需要者を調剤室に入れることは認められていないため。

根拠条文:薬局等構造設備規則第1条第10号ハ「調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が侵入することができないよう必要な措置が採られていること。」